

議案第 77 号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 5 月 31 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 34 年川崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」及び「（前条の規定による正規の勤務時間を超える勤務及び週休日における勤務をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求

した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（前条の規定による正規の勤務時間を超える勤務及び週休日における勤務をいう。以下同じ。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務の制限について定めること等のため、この条例を制定するものである。